

二級・木造建築士免許取消届

* 次の事由が発生した場合の手続き

- (1) 死亡
- (2) 建築士法第8条の2第2号（同法第7条第2号・第3号に該当）
- (3) 心身の故障
- (4) 失踪宣告

	必要な書類 他	確認事項
1	二級・木造建築士免許取消届 (様式第7号(第8条関係))	※全ての項目に記入して下さい。 ※空欄・不備等がある場合は、届出を受理することができません。
2	二級・木造建築士免許証(免許証明書)(原本)	
3	戸籍謄本(抄本)の写し(原本)	※取消事由が死亡、失踪宣告の場合
4	本人確認ができる公的な身分証明書 (対面申請の場合は提示)	※郵送での提出時はコピーを同封

※詳細は福岡県建築士会事務局へお問い合わせください。

(事務局) 092-441-1867